

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考															
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16経教規則第1号</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 [本部に関する条文] 省略 (所在地)</p> <p>第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 491 978 898"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術 研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都 八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬 県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学 教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝 子実験施設</td> <td>東京都府中市</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科 学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的 財産センター、国際センター、機器分析センター及 び総合情報メディアセンター</td> <td>東京都小金井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>第4条 [大学院に関する条文] 省略</p> <p>第5条 [学部に関する条文] 省略</p> <p>(大学教育センター)</p> <p>第6条 本学に、大学教育センターを置く。 2 大学教育センターに、長を置く。 3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。 4 その他大学教育センターについて必要な事項は、別に定める。</p>	名 称	所 在 地	本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術 研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都 八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬 県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学 教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝 子実験施設	東京都府中市	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科 学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的 財産センター、国際センター、機器分析センター及 び総合情報メディアセンター	東京都小金井市	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条 省略(現行どおり)</p> <p>第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1114 1688 1453"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	
名 称	所 在 地																
本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術 研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都 八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬 県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学 教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝 子実験施設	東京都府中市																
共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科 学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的 財産センター、国際センター、機器分析センター及 び総合情報メディアセンター	東京都小金井市																
学内施設名																	
図書館																	
大学教育センター																	
産官学連携・知的財産センター																	
国際センター																	
保健管理センター																	
総合情報メディアセンター																	
学術研究支援総合センター																	
科学博物館																	

<p>(産官学連携・知的財産センター)</p> <p>第7条 本学に、産官学連携・知的財産センターを置く。</p> <p>2 産官学連携・知的財産センターに、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</p> <p>4 その他産官学連携・知的財産センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(国際センター)</p> <p>第7条の2 本学に、国際センターを置く。</p> <p>2 国際センターに、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</p> <p>4 その他国際センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(図書館)</p> <p>第8条 本学に、図書館を置く。</p> <p>2 図書館に、館長を置く。</p> <p>3 前項の館長は、第22条に規定する各部局から推薦された者の中から教育研究評議会の議を経て学長が任命する。</p> <p>4 その他図書館について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(保健管理センター)</p> <p>第9条 本学に、保健管理センターを置く。</p> <p>2 保健管理センターに、所長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。</p> <p>4 その他保健管理センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(学内共同教育研究施設)</p> <p>第10条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>一 遺伝子実験施設</p> <p>二 機器分析センター</p> <p>三 (削除)</p> <p>四 総合情報メディアセンター</p> <p>2 前項の施設に、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。</p> <p>4 その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属施設)</p>	<p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>(学内施設の長)</p> <p>第7条 前条に掲げる学内施設にそれぞれ長を置く。</p> <p>2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、図書館長は、共生科学技術研究院長が兼ねるものとする。</p> <p>第7条の2 削除</p> <p>(学内施設の運営規則等)</p> <p>第8条 第6条に掲げる学内施設に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>(附属施設)</p>	
--	---	--

第11条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設（以下「附属施設」という。）を置く。

一 農学部

広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター

家畜病院

硬蛋白質利用研究施設

二 工学部

繊維博物館

ものづくり創造工学センター

2 前項各号の附属施設に、長を置く。

3 その他附属施設について必要な事項は、当該学部において別に定める。

第12条～第27条 省略

附 則 省略

第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設（以下「附属施設」という。）を置く。

学部名	附属施設名
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 家畜病院 硬蛋白質利用研究施設
工学部	ものづくり創造工学センター

2 前項に掲げる附属施設に、長を置く。

3 その他附属施設について必要な事項は、当該学部において別に定める。

第12条～第27条 省略（省略）

附 則 省略（現行どおり）

附 則（20経教規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第6条第2項及び第3項関係）

組織及び施設の名称
<u>環境管理施設</u>
<u>放射線研究室</u>
<u>女性キャリア支援・開発センター</u>
<u>キャリアパス支援センター</u>
<u>学生活動支援センター</u>